

二戸市社会福祉協議会通所介護事業所重要事項説明書

(令和6年 1月 1日～)

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 0195-23-5074 (月曜日から金曜日 8時15分から17時まで)

担当職員 畠澤佳美 (不在の場合は、松田真由美が対応します)

※ ご不明な点はなんでもおたずねください

2. 二戸市社会福祉協議会通所介護事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名 称	二戸市社会福祉協議会通所介護事業所
所 在 地	岩手県二戸市仁左平字横手2番地3 (あったかセンター内)
介護保険指定事業者番号	第 0371300047 号 (岩手県)
サービス提供対象地域	二戸市内 (ただし、通所可能な近隣地域も対象とする)

(2) 当事業所の職員体制

① 管理者 1名 (介護職員と兼務)

管理者は事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

② 生活相談員 1名以上

生活相談員は利用者及び家族の必要な相談に応じると共に、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他関係機関との連携において必要な役割を果たす。

③ 看護職員 2名以上

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握すると共に利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

④ 介護職員 4名以上

介護職員は、通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

⑤ 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活に必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。

⑥ 調理員 2名以上

調理員は、利用者の嗜好等の把握を行い、個々に応じた食事サービスの提供を行う。

(3) 当事業所の設備の概要

利用定員	30名 (1日)	休養室	1室 (20畳)
食堂兼機能訓練室	333.96㎡	相談室	1室
浴室	一般浴・リフト浴・特別浴	送迎車輛	7台

(4) 営業日及び営業時間

月曜日から土曜日 (但し、都合により休業する場合があります) 8時15分から17時まで

3. サービスの利用開始

※まず、介護支援専門員と事前にご相談ください。その後当事業所の職員がお伺いいたします。

① 事業所は、利用契約を結び、その後サービスの提供を開始します。

② 事業所は、居宅サービス計画書に従い、通所介護計画作成します。その後、利用者説明し確認していただきます。

4. サービス内容

- (1) 送 迎 — 利用者の身体状況や住宅状況に応じた送迎をします
- (2) 食 事 — 利用者の個々の嗜好や形態に応じた食事を提供します
- (3) 入 浴 — 利用者の身体状況に応じた入浴方法を提供します
- (4) 機能訓練 — 個々の状況に応じた機能訓練を提供します
- (5) 生活相談 — 個々の問題や不安に対して解消に向けて援助します
- (6) そ の 他 — 上記のサービス以外にも状況に応じたサービスを提供します

5. 料 金

(1) 利用料金

①通所介護利用料 ※ただし、下の表は1割負担の金額です、負担割合証でご確認ください。

介護度	利用所要時間		1日当たりの 利用料金	自己負担額 (介護保険適用時)
	以 上	未 満		
要介護1	2時間	3時間	2,700円	270円
	3時間	4時間	3,680円	368円
	4時間	5時間	3,860円	386円
	5時間	6時間	5,670円	567円
	6時間	7時間	5,810円	581円
	7時間	8時間	6,550円	655円
	8時間	9時間	6,660円	666円
要介護2	2時間	3時間	3,090円	309円
	3時間	4時間	4,210円	421円
	4時間	5時間	4,420円	442円
	5時間	6時間	6,700円	670円
	6時間	7時間	6,860円	686円
	7時間	8時間	7,730円	773円
	8時間	9時間	7,870円	787円
要介護3	2時間	3時間	3,500円	350円
	3時間	4時間	4,770円	477円
	4時間	5時間	5,000円	500円
	5時間	6時間	7,730円	773円
	6時間	7時間	7,920円	792円
	7時間	8時間	8,960円	896円
	8時間	9時間	9,110円	911円
要介護4	2時間	3時間	3,900円	390円
	3時間	4時間	5,300円	530円
	4時間	5時間	5,570円	557円
	5時間	6時間	8,760円	876円
	6時間	7時間	8,970円	897円
	7時間	8時間	10,180円	1,018円
	8時間	9時間	10,360円	1,036円

要介護5	2時間	3時間	4, 300円	430円
	3時間	4時間	5, 850円	585円
	4時間	5時間	6, 140円	614円
	5時間	6時間	9, 790円	979円
	6時間	7時間	10, 030円	1, 003円
	7時間	8時間	11, 420円	1, 142円
	8時間	9時間	11, 620円	1, 162円

②入浴加算（I）：入浴1回あたり400円 ただし、介護保険適用時の自己負担額は40円です。

③送迎減算：事業所が送迎を行わない場合片道につき-470円

ただし、介護保険適用時の自己負担額は-47円です。

④サービス提供体制強化加算（I）：利用1回あたり220円

ただし、介護保険適用時の自己負担額は 22円です。

⑤個別機能訓練加算（I）イ：1日あたり560円 ただし、介護保険適用時の自己負担額は56円です。

（機能訓練指導員の出勤状況に応じて変更する場合があります。）

⑥科学的介護推進体制加算：1月あたり400円 ただし、介護保険適用時の自己負担は40円です。

⑦介護職員処遇改善加算（I）：上記①から⑥の月合計負担額に59/1000を乗じた額です。

⑧介護職員等ベースアップ等支援加算：上記①から⑥の月合計負担額に11/1000を乗じた額です。

⑨昼食材料費 1食あたり550円です（**全額自己負担**）

※ 送迎サービスについては、任意となります。

又、送迎サービスを望まない場合、家族等の送迎で通所介護サービスをご利用されることとなりますが、その間に発生する交通事故や転倒等の怪我には責任を負いません。

※ おむつ代や通常以外の活動等にかかる費用は全額自己負担となります。

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納により保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合、一旦1日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

後日、そのサービス提供証明書を二戸市の窓口に出しますと差額の払い戻しを受けることができます。

(2) 支払方法

毎月10日までに前月分の請求をいたしますので月末までにお支払いください。

お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

お支払い方法は、口座引落しか現金払いがありますので利用契約の際に選べます。

6. 健康上の理由による中止

① 風邪、病気の際はサービス提供をお断りすることがあります。

② ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスの内容を変更、あるいはサービスを中止することがあります。

7. サービスの利用終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了、以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・要介護認定区分が非該当（自立）または要支援に認定された場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様ご家族様などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当事業所が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

- ・お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず1ヶ月以内に支払わない場合。
- ・お客様が正当な理由なくサービスの中止を繰り返した場合。
- ・お客様が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合。
- ・お客様やご家族などが当事業所やサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

8. 事業の目的

社会福祉法人二戸市社会福祉協議会が開設する二戸市社会福祉協議会通所介護事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護師、介護職員又は機能訓練指導員（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。

9. 当事業所の運営方針

在宅の高齢者等が要介護状態となった場合、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練等を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを運営方針とする。

10. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に病状の急変等があった場合は、家族または緊急時連絡先に連絡すると共に主治の医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。

11. 虐待防止の為の措置

事業所は利用者の人権擁護・虐待防止に対応するため、虐待防止等適正化委員会を設置し責任者の選定及び設置、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の整備、啓発普及のための研修会を実施します。

12. 身体拘束等の禁止

事業所はサービス提供にあたっては、利用者本人又は他の利用者の身体に危険が生じるような緊急やむを得ない場合を除いて、利用者の身体拘束をすることはありません。緊急やむを得ず利用者の身体を拘束する場合は、利用者及びご家族へ十分な説明をし、理由の他必要な事項を記録するものとする。

13. 非常災害時の対応

- ① 防災時の対応 — 従事者により避難誘導等適切な措置を講じます。
- ② 防災設備 — 消火器、漏電警報機、自火報、誘導灯等に消防設備があります。
- ③ 防災訓練 — 自衛消防隊を組織し避難訓練等を実施しています。
- ④ 防災責任者 — 高橋美佐子（防火管理者）が責任をもって管理します。

14. 事故発生時の対応

通所介護サービスを提供する上で事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族へ連絡を行うとともに必要な処置を講じます。その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

15. 守秘義務

事業者及び従業者は、通所介護を提供するうえで知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。

16. サービス内容に関する苦情

- ① 当事業所ご利用者相談・苦情担当
二戸市社会福祉協議会通所介護事業所 電話番号 23-5074
担当者 畠澤佳美（不在の場合は、松田真由美が対応します）
- ② 当法人第三者委員会の窓口
二戸市社会福祉協議会 電話番号 25-4959
委員構成 南谷敏夫・下斗米隆司・佐藤順・日向壽歩子・三浦貢
- ③ 当該市町村の相談・苦情窓口（二戸市の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。）
二戸市健康福祉部 福祉課 電話番号 23-1313（二戸市総合福祉センター内）
- ④ 当該保険者の窓口
二戸広域行政事務組合 介護保険推進室 電話番号 23-7772
- ⑤ その他の相談窓口
岩手県国民健康保険団体連合会 介護保険課（岩手県国保会館内）電話番号019-623-4325

17. 当事業所の概要

- ・ 運営主体 社会福祉法人 二戸市社会福祉協議会
- ・ 代表者 会長 山口金男
- ・ 所在地 岩手県二戸市仁左平字横手2番地3
- ・ 電話番号 0195-25-4959
- ・ 事業内容 二戸市社会福祉協議会居宅介護支援事業所
二戸市社会福祉協議会訪問介護事業所
二戸市社会福祉協議会訪問入浴介護事業所
二戸市社会福祉協議会居宅介護事業所
二戸市生活支援型デイサービス事業所
二戸地域福祉権利擁護センター
二戸市地域包括支援センター
その他二戸市社会福祉協議会の目的達成のために必要な事業

令和 年 月 日

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

(事業者)

岩手県二戸市仁左平字横手2番地3

二戸市社会福祉協議会通所介護事業所

会長 山口金男 印

説明者 二戸市社会福祉協議会通所介護事業所

印

1. 本契約について同意します。
2. サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合、各サービス提供機関及び関連機関等への利用者の個人情報を開示することに同意します。
3. サービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いる場合、各サービス提供機関及び関連機関等への利用者の個人情報を開示することに同意します。
4. 利用料金について同意します。
5. 利用料金の支払い方法について同意します。

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受けました。

(利用者) 岩手県二戸市

印

(署名代理人)

印 (続柄)
